

## 令和5年度 多可町立中町中学校「部活動に係る活動方針」

### 1 部活動の意義

中町中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる。そこで、スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養すると共に、学校教育が目指す資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

### 2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化等に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができる活動であることが大切である。

### 3 部活動のあり方

多可町中学校部活動ガイドライン（H31年1月策定）に則り、心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した、安全で安心な指導を行う。また、顧問のみならず、専門的な知識を有する「外部人材」を活用することにより、充実した部活動の実施を目指す。

### 4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

#### ①【活動計画・実施報告書の作成】

中町中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画表を前月末に作成し、生徒・保護者・管理職に知らせる。これにより、三者が活動内容を把握し、生徒がより安心・安全に活動を行うことができ、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、管理職は、活動計画・実績報告をもって、活動内容を把握・確認し、指導、是正をおこなう。

#### ②【活動時間および日数について】

(1) 成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は1週間のうち平日1日及び土曜日か日曜日のどちらか1日の少なくとも週2日を休養日とする。

平日は原則火曜日を休みとする。週末の土日2日間とも大会等により活動した場合、翌週の週末に代替りの休養日を設ける。なお、週末に大会が続く等、翌週に代替りの休養日が取れない場合は、原則、後4週間の中で休養日を設ける。特別な事情により後4週間以内に休養日が取れない場合に限り、16週間以内のできるだけ早い時期に、平日は平日、休業日は休業日に休養日を設ける。

(2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

週当たりの活動時間は、16時間を越えないようにする。

(3) 長期休業中も、学期中の休養日及び活動時間に準ずる。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも家庭や地域で多様な活動を行うことができるよう、まとまった休養日を設ける。

夏季休業中…8月14日～16日の学校閉校日を部活動停止期間とする。

冬季休業中…12月29日～1月3日の学校閉校日を部活動停止期間とする。

(4) 始業前の早朝練習については、多可町中学校部活動ガイドラインに則り、7時20分以降に開始し、実質活動時間は30分程度とする。生徒・保護者・教職員の過度な負担とならないよう配慮する。なお、事故防止のため校門の開場時刻は7時10分とし、その時刻より早く学校に登校しない。

③ 【活動場所と器具】

活動場所の整備に努めるとともに、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

④ 【対外試合等】

対外試合等による校外への移動については、可能な限り自転車もしくは公的交通機関（貸切バス・スクールバス等含む）を利用する。集合及び解散場所は校区内を原則とし、顧問または部活動指導員の引率を厳守する。なお、公的交通機関を利用できないなどの事情がある場合には、事前に保護者に理解を得た上で保護者による現地集合、現地解散とすることができる。

## 5 令和5年度の部活動

① 【令和5年度に設置する部活動について】

野球部、サッカー部（町内合同チーム）、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、ソフトボール部、女子バレーボール部、剣道部、陸上競技部部、吹奏楽部、

② 【最終下校時刻】

4月～7月・・・・・・・・・・6：00  
9月 1日～15日・・・・・・・・6：00  
9月16日～30日・・・・・・5：45  
10月 1日～15日・・・・・・5：30  
10月16日～31日・・・・・・5：00  
11月・12月・・・・・・・・・・4：45  
1月・・・・・・・・・・・・・・5：00  
2月・・・・・・・・・・・・・・5：15  
3月・・・・・・・・・・・・・・5：45

③ 【休日等の活動時間帯】

土日祝及び長期休業中の活動時間帯は、原則8：30～16：30の範囲内とし、平日2時間以内、土日は3時間以内の活動とする。

④ 【活動の制限】

職員会議・職員研修等で教員が指導出来ない日は部活動を停止する。また、実力テスト2日前、定期考査3日前から終了日の朝は活動停止期間とする。ただし、課題テストはその限りでない。

⑤ 【活動の特例】

中体連の大会・コンクール等のある部のみ、その1週間前に限り完全下校時刻を30分延長するとともに、活動停止期間中でも放課後1時間以内の特別練習を認める。（その間の土・日の練習についてはどちらかの半日練習に限る）

⑥ 【土・日・祝日などの警報発表時の部活動について】

朝7時の段階で多可町に「暴風」「大雨」「洪水」等の気象警報発表されたときは、午前の活動は中止とする。

午前9時現在で警報が解除になった場合、12時より活動可能とする。

午前9時現在で警報発表中の場合、部活動は中止とする。

学校での部活動中に警報が発表された場合、速やかに下校をさせる。

⑦ 【部活動の服装】

運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考え必要な服装やその他のものは部内で指導されたものを着用する。

休日の練習や試合などでは、登下校についても同様とする。

※ この活動方針は令和5年4月より実施する。